

令和7年第9回 鞍手町農業委員会総会議事録

注1：発言の内容についてはその要旨を記載しています。

注2：この公開用議事録は、個人情報に関すると思われる部分については●表記としています。

■開催日時

令和7年9月11日（木）午後1時30分から

■開催場所

鞍手町役場 大会議室

■出席委員 12名（☒は出席委員）

欠席委員 1名（☐は欠席委員）

☒ ① 栗田 美和	☒ ② 安永 洋一	☒ ③ 幸田 剛	☒ ④ 筒井 浩一
☒ ⑤ 遠藤 幸男	☐ ⑥ 深草 雄介	☒ ⑦ 島仲 繁雄	☒ ⑧ 古野 久和
☒ ⑨ 田中 勉	☒ ⑩ 香月 宏一	☒ ⑪ 白石 信幸	☒ ⑫ 浦部 篤
☒ ⑬ 会長 小長光 隆			

■農業委員会事務局

局長 柴田 隆臣

次長 岩崎 一宜

■議案目次

議案第24号	農地転用計画変更	1件
議案第25号	農地法第4条の規定による許可申請	1件
議案第26号	農地法第5条の規定による許可申請	1件
議案第27号	農用地利用集積等促進計画（利用権設定）	11件
報告	非農地証明願い	1件
報告	農地法施行規則第29条第1項第1号の届出	1件
報告	農地法第18条第6項の規定による通知書（賃貸借の合意解約）	1件

■会議の概要

会 長 定刻になりましたので、ただ今より、令和7年第9回鞍手町農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は12名で、会議は成立いたします。

本日の議事録署名委員は5番の遠藤幸男委員と7番の島仲繁雄委員の2名を指名いたします。

議案は事前配布をしております。事務局長より議案の朗読及びその他の報告をいたします。

局 長 それでは議案の朗読をさせていただきます。（議案第24号から第27号の朗読）

以上が本日の議案であります。

続きまして報告事項として、非農地証明願いが1件あります。議案書の38ページから39ページについて、第一分科会で現地調査実施後、審査の結果、承認することとしましたので報告します。

次に、40ページから41ページのとおり、農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出が1件、42ページのとおり、農地法第18条第6項の規定による通知書（賃貸借の合意解約）が1件提出されています。

続きまして来月の日程ですが、第一分科会による事前審査を令和7年10月9日、木曜日、午後1時30分から、農業委員会総会を令和7年10月10日、金曜日、午後1時30分からそれぞれ予定しています。

以上でございます。

会 長 それでは議案審議に移ります。

～ 各議案の議事録は別紙 ～

会 長 本日の議案審議は終了しましたので、その他に移ります。
何かご意見等はありませんでしょうか。

無いようですので、これをもちまして、農業委員会総会を閉会します。
お疲れ様でした。

議事録署名委員 遠藤 幸男
島仲 繁雄

会議名	令和 7 年第 9 回鞍手町農業委員会総会				日程	令和 7 年 9 月 11 日	
					場所	鞍手町役場 大会議室	
☑出席 □欠席	1	☑ 栗田 美和	2	☑ 安永 洋一	3	☑ 幸田 剛	
	4	☑ 筒井 浩一	5	☑ 遠藤 幸男	6	□ 深草 雄介	
	7	☑ 島仲 繁雄	8	☑ 古野 久和	9	☑ 田中 勉	
	10	☑ 香月 宏一	11	☑ 白石 信幸	12	☑ 浦部 篤	
	会長	☑ 小長光 隆					
会 長	議案第 27 号、農用地利用集積等促進計画（利用権設定）について 11 件を議題としますが、議事参与の制限により●●●●委員と●●●●委員は退席をお願いします。						
	(●●●●委員、●●●●委員 退室)						
会 長	事務局より議案の説明をします。						
事務局長	議案第 27 号、農用地利用集積等促進計画（利用権設定）について 11 件。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項に基づき、農業委員会の意見を求められているものです。 議案書の 15 ページから 37 ページに各筆明細を記載しております。 1 件目。利用権の設定をする者、●●●●。利用権の設定を受ける者、●●●●。 申請農地は大字古門●●●●番●、外●筆。現況地目は田及び畑。合計面積 74,900㎡。 2 件目。利用権の設定をする者、●●●●。利用権の設定を受ける者、●●●●。 申請農地は大字新延●●●●番、外●筆。現況地目は田。合計面積 56,026㎡。 3 件目。利用権の設定をする者、●●●●。利用権の設定を受ける者、●●●●。 申請農地は大字古門●●●●番●、外●筆。現況地目は田。合計面積 4,723㎡。 4 件目。利用権の設定をする者、●●●●。利用権の設定を受ける者、●●●●。 申請農地は大字木月●●●●番。現況地目は田。面積 976㎡。 5 件目。利用権の設定をする者、●●●●。利用権の設定を受ける者、●●●●。 申請農地は大字新延●●●●番。現況地目は田。面積 1,799㎡。 6 件目。利用権の設定をする者、●●●●。利用権の設定を受ける者、●●●●。 申請農地は大字新北●●●●番●、外●筆。現況地目は田。合計面積 641㎡。 7 件目。利用権の設定をする者、●●●●。利用権の設定を受ける者、●●●●。 申請農地は大字新北●●●●番●、外●筆。現況地目は田。合計面積 4,809㎡。 8 件目。利用権の設定をする者、●●●●。利用権の設定を受ける者、●●●●。 申請農地は大字小牧●●●●番●、外●筆。現況地目は田。合計面積 2,288㎡。 9 件目。利用権の設定をする者、●●●●。利用権の設定を受ける者、●●●●。 申請農地は大字小牧●●●●番、外●筆。現況地目は田。合計面積 4,283㎡。 10 件目。利用権の設定をする者、●●●●。利用権の設定を受ける者、●●●●。 申請農地は大字小牧●●●●番、外●筆。現況地目は田。合計面積 5,350㎡。 11 件目。利用権の設定をする者、●●●●。利用権の設定を受ける者、●●●●。 申請農地は大字新延●●●●番●、外●筆。現況地目は田。合計面積 2,395㎡。 いずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項第 2 号の要件を						

	満たしていると考えられます。 以上で説明を終わります。
会 長	本案については、第一分科会にて事前審査をしておりますので、第一分科会長の審査報告を求めます。第一分科会長、幸田剛君。
分科会長	はい。議案第 27 号、農用地利用集積等促進計画（利用権設定）について 11 件。上記の議案について、9 月 9 日に第一分科会を開催し、審査の結果、本計画は適当であると認めることに決定しました。 以上、報告します。令和 7 年 9 月 11 日、第一分科会長、幸田剛。
会 長	ただ今、第一分科会長から審査報告がありましたが、質疑、質問等はありませんか。
	（質疑・質問なし）
会 長	質疑、質問は無いようですが、意見等はありませんか。
	（意見なし）
会 長	意見も無いようですので、第一分科会長の報告は承認であります。これにご異議ありませんか。
	（「異議無し」の声あり）
会 長	ご異議が無いようですので、議案第 27 号は申請のとおり承認することに決しました。このことを鞍手町長へ回答いたします。
	（●●●●委員、●●●●委員 入室）